

## 次期学習指導要領と CLIL

柳 善和

名古屋学院大学

### 1. はじめに

2018年3月に新小学校学習指導要領、新中学校学習指導要領が告示された。この章では、まず、改訂された学習指導要領の内容を確認し、これからの教育、特に外国語（英語）教育がどのように進められていくのかを検討する。次に、CLIL（Content and Language Integrated Learning、内容言語統合型教授法）について、その教授法の特徴をまとめた上で、今回の学習指導要領との共通点を検討し、英語教育の中でそれを生かす方法を議論したい。

政府は Society 5.0 について広く広報しており、これからの社会で何が必要とされているかを様々な機会に紹介している（註1）。その中の基本になるのは、変化する社会環境に対応できる基本的な能力を国民が身に着けなければ、新しい社会に適応できないのではないかという危機感である。義務教育の中でそのために何をすべきかを考えた（暫定的な）結論が今回の学習指導要領であるとも考えられる。

### 2. 新学習指導要領

#### 2.1. 学校教育法に見られる教育目標

2007年に改正された学校教育法では、第30条2項に小学校教育の目標が、次のように示されている。

前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

（学校教育法第30条2項）

この条文からは、小学校の教育目標として、以下の3つの内容が読み取れる。

- (1) 基礎的な知識及び技能を習得させること。
- (2) (1)を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむこと。
- (3) 主体的に学習に取り組む態度を養うこと。

なお、この第30条2項は、「小学校の教育目標」の具体的な内容として示されているが、中学校、高等学校などでもそれぞれの教育目標として準用されることになっている（準用規定、中学校の場合は同法第47条、高等学校の場合は同法第62条など）。

この条文が改正された2007年以降、学習指導要領の第1章総則の文章として取り入れられている。まず2008年の学習指導要領では以下のように示されている。

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。

（小学校学習指導要領 2008: p.13）

今回の学習指導要領でも、同様の趣旨で以下のように書かれている。今回は引用の下線部でわかるように、「多様な人々との協働を促す」の部分が追加されている。

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること（下線部筆者）。

（小学校学習指導要領 2018: p.17）

以上の考え方を踏まえて、文部科学省で今回の学習指導要領を実施するに当たって、授業の進め方について、次のように「主体的・対話的で深い学び」という視点を示している（註2）。

(1) 主体的な学び：学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

(2) 対話的な学び：子供同士の協働、教書行員や地域の人との対話、先哲の考え方を手がかりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

(3) 深い学び：習得・活用・探求という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考え方を形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に想像したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

## 2. 小学校における英語（外国語）教育の導入

### 2.1. 小学校における外国語（英語）教育の導入

1980年後半から、外国語（英語）教育の開始年齢について、従来中学校から開始されていたものを早期化することの是非や、「早期化」の具体的年齢、あるいはその方法について、様々な形で検討が始まった。1992年5月に、大阪市立真田山小学校と味原小学校が「英語を含む国際理解教育」の研究開発学校に指定され、同年の10月から英語の授業を始めた。この動きを全国に展開するために、1996年には、47都道府県全てに1校ずつ研究開発学校が指定された。また、これらの研究開発学校以外でも地域で独自に英語教育導入に取り組むところもあった。

1998年12月に新しい小学校学習指導要領が告示され、「総合的な学習の時間」が新設された。この時には英語教育として小学校で独自の時間を取ることは見送られたが、「総合的な学習の時間」の中のテーマの1つとして挙げられた「国際理解」の一部として、英語に触れる機会を設けることが例示された。これをきっかけとして、小学校の英語教育は「英語活動」として展開されることになる。

もっともこの時には、文部省（当時）が小学校への英語教育の導入をどの程度本気で考えているかが曖昧であったため（註3）、実際にそれぞれの小学校でどのような「英語活動」を実施するかは手探りの状況が続いた。

その後、2008年3月に改訂された小学校学習指導要領では、英語教育が小学校5年生と6年生に「外国語活動」として導入された。「外国活動」は必修の「領域」とされ、年間35単位時間が割り当てられた。それまでの「英語活動」という名称が、「外国語活動」とされたのは、英語以外の言語についても触れる機会を持たせようという意図だったと言われる。ただ、この時に「教科」として導入されなかったのは、「教科」となると検定教科書の導入、評価基準の設定など、小学校で全科目を担当教師が担当するという事情を考えると、まだ難しい面があったと考えられる。

### 2.2. 2018年学習指導要領改訂の概要

2018年に告示された学習指導要領改訂では、中学年への外国語活動、高学年への外国語科が導入された。このうち、中学年への「外国語活動」の導入は、これまで高学年で実施されていた「外国語活動」を踏襲しており、年間35時間実施されることになっている。その目標は次のように示されている。

#### 第1 目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語と

の音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。

(2)身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。

(3)外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

さらに、高学年の外国語科の目標は次のように示されている。

#### 第1 目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。

(2)コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。

(3)外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

一方で、中学校の外国語科の目標は次のように示されている。

#### 第1 目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどを理解するとともに、これらの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けるようにする。

(2)コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で簡単な情報や考えなどを理解したり、これらを活用して表現したり伝え合ったりすることができる力を養う。

(3)外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き

手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

上記の学習指導要領の目標を、小学校中学年（外国語活動）、同高学年（外国語科）、中学校（外国語科）で比較すると、一貫した構成で、内容も「知識及び技能、表現力・思考力・判断力、学びに向かう力・人間性等が、それぞれの（1）～（3）で明確に示されていることが分かる。

### 3. CLIL の考え方

#### 3.1. 教授法としての CLIL

CLIL（Content and Language Integrated Learning、内容言語統合型教授法）は、基本的には教科内容を目標言語を用いて学習する教授法で、しばしば CBI（Content-Based Instruction、内容中心型教授法）と多くの共通点を持つとされる。

もともとは 1980 年代から Communicative Language Teaching が幅広く広がり始めたが、その際に、目標言語の音声、文法といった言語形式に焦点をあてるのではなく、目標言語が伝える意味に焦点をあてるべきだと主張された。その上で、学習者が興味関心を持つ題材を取り入れることによって、学習者の学習への意欲を向上させることが考えられた。その題材によっていくつかの教授法が考案されている。それらは、例えば、目標言語を用いた task を利用することで自然に目標言語を用いる文脈を作り出そうとした TBLT（Task-based Language Teaching、タスク中心型教授法）や、前述の CBI、さらに、学習者が生活の中で直面している社会的な問題をその都度取り入れて目標言語による解決を図ることを目標とした、The Participatory Approach（参加型アプローチ）などがある（Campbell & Burnaby, 2001/2009）。

教科内容を題材として利用するというのは、学習者にとってどうしても知りたい内容であり、それを目標言語によって学習することによって、目標言語を使用する自然な機会を提供することができる。同時に、目標言語を学習言語として使用する機会も提供することになり、より高度な言語使用も学習することができることになる。

#### 3.2. CLIL の「4つのC」

CLIL では、しばしば「4つのC」という概念が紹介されている。「4つのC」とは、Content（内容）、Communication（言語）、Cognition（思考）、Culture（文化）を指す（註3）。

Content は前述のように、教科内容ということになるが、取り扱い方として、通常の教科の単元のように一連の内容を継続的に扱うこともできるし、単元の中の一部を例えば1時間だけで扱うというような方法も考えられる。

Communication は、言語学習で取り上げられる音声や文法項目にばかり焦点をあてるのではなく、教科内容の学習に必要な言語を扱うことになる。Coyle et al. (2010) では、

CLILにおける The Language Triptych（言語の3つの側面）を紹介している。それらは、Language of learning（学習の言語）、Language for learning（学習のための言語）、Language through learning（学習を通しての言語）である。

Language of learning は、教科内容を理解するために必要な専門用語のような語彙や文法項目である。Language for learning は学習を進めるための言語技能で、質疑応答の方法、議論を進めるための言語、簡単なメモを書いたりする技能、などを指す。Language through learning は Language of learning と Language for learning を何度も使って学習を進めることで、言語をより確実に使用できるようにするための言語使用を指す。

Cognition では、higher-order thinking（高次の思考）と lower-order thinking（低次の思考）を想定している。lower-order thinking はいわゆる知識・技能を身につけることで、higher-order thinking は、lower-order thinking によって身に着けた知識・技能を使って、思考・判断・表現などの活動をすることだと考えられる。

Culture は、CLIL がヨーロッパで開発された教授法であることから、お互いの文化についての理解を深めることが重要であると考えられた要素である。ここでは、単にお互いの文化についての知識を身につけるだけでなく、それを体験するなどしてより深い理解に達することが必要である。ヨーロッパは多くの国が陸続きで隣接しており、古くからお互いの交流を重ねてきた。そのことが争いにつながることも多くあったが、異文化理解の体験を教育の一環として取り扱うことでヨーロッパの一体感を醸成していく意図があると考えられる。

#### 4. 新学習指導要領と CLIL の接点

##### 4.1. 全体的な枠組みについて

学習指導要領には CLIL という文言での説明は見られない。しかしながら、学習指導要領の全体的な考え方では、その目標に見られるように、知識・技能にとどまらず、それらを使って「課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむこと」や「主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること」が明示されており、この点では CLIL の考え方に通じるものがある。

##### 4.2. 他教科の内容の利用について

他教科の内容を英語で教えることについては、前述のように小学校外国語活動、及び外国語では、学習指導要領に明記されている。これは必ずしも CLIL の考え方踏襲したものではないが、他教科の内容を扱うことで児童の学習への興味・関心を向上させることを目指したものである。

具体的には、小学校学習指導要領で以下のように示されている。これは、2008年小学校学習指導要領の外国語活動に載せられていたものと同じ文言であり、今回の小学校学習

指導要領では「外国語活動」「外国語科」とも共通の文言であった。

オ 言語活動で扱う題材は、児童の興味・関心に合ったものとし、国語科や音楽科、  
図画工作科など、他の教科等で児童が学習したことを活用したり、学校行事で扱う  
内容と関連付けたりするなどの工夫をすること。

(小学校外国語・小学校外国語活動で共通)

一方、中学校の学習指導要領には、他教科の内容を扱うことには言及されていない。しかし、中学校の検定教科書には、異文化理解（日本文化の発信も含む）、環境問題、その他の社会問題など幅広い題材が使われており、広い意味での他教科の内容を扱っているとも言える。むしろ、「英語」として教えるだけではもったいない内容が含まれているわけで、CLIL の考え方を使った指導も効果的だと考えられる。

さらに、今回の学習指導要領の改訂にあたっては、防災教育など教科横断的な内容も学校教育の中で扱うことが目指されており、それぞれの教科がひとつの教科だけで閉じた世界を構築するのではなく、それらを組み合わせて「思考力、判断力、表現力」を養成する必要がある。

そのような意味で CLIL の考え方を念頭に置いた授業の企画、シラバスの構築、年間計画の策定などが今後は求められると考えられる。

註

註 1：society 5.0 については例えば以下のようなサイトがある。

・内閣府「society 5.0」

[https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/index.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html)（2020 年 1 月 6 日閲覧）

・文部科学省「Society 5.0 に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～（概要）」

[https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/society5\\_0.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/society5_0.pdf)（2020 年 1 月 6 日閲覧）

・文部科学省「Society 5.0 に向けた学校 ver.3」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryo/\\_icsFiles/afieldfile/2018/06/20/1406021\\_17.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryo/_icsFiles/afieldfile/2018/06/20/1406021_17.pdf)（2020 年 1 月 6 日閲覧）

註 2：文部科学省「主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの授業改善について（イメージ）」[https://www.mext.go.jp/content/1421692\\_8.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1421692_8.pdf)（2020 年 1 月 6 日閲覧）

註 3：この時の学習指導要領には次のように記載されていた。

国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等を行うときは、学校の実態等に

じ、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすること。

(文部省(1998)第1章総則 第3 総合的な学習の時間の取扱い 6(5))

註4：4つのCのうち、ここで紹介した Culture は従来は、この代わりに Community とし示されていた。Community では協働学習を強調することになる。渡辺他(2011)では、日本での CLIL 導入に当たっては、Community (協働)を想定することがより適切であると述べられている。

## 参考文献

- Cammarata, L. (2016) *Content-Based Foreign Language Teaching*. Routledge.
- Campbel, P. & B. Brunaby, (eds.) (2001/2009) *Participatory Practices in Adult Education*. Routledge.
- Coyle, D., P. Hood & D. Marsh (2010) *CLIL: Content and Language Integrated Learning*. Cambridge University Press.
- 文部科学省(2008)『小学校学習指導要領』東京書籍.
- 文部科学省(2008)『中学校学習指導要領』東山書房.
- 文部科学省(2018)『小学校学習指導要領』東洋館出版社.
- 文部科学省(2018)『中学校学習指導要領』東山書房.
- 文部省(1998)『小学校学習指導要領』
- [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/cs/1319944.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/cs/1319944.htm) (2020年1月6日閲覧)
- 笠島 茂(2011)『新しい発想の授業』三修社.
- 金子明子・松浦伸和(編著)(2017)『中学校新学習指導要領の展開(外国語編)』明治図書
- Larsen-Freeman, D. & Anderson, M. (2011) *Techniques & Principles in Language Teaching(3rd eds)*, Oxford University Press.
- 望月昭彦(編著)・久保田章・盤崎弘貞・卯城祐司(2018)『新学習指導要領にもとづく英語科教育法』大修館書店.
- Richards, J.C. & Rodgers, T.S. (2014) *Approaches and Methods in Language Teaching(3rd eds)*, Cambridge University Press.
- 渡辺良典・池田真・和泉伸一(2011)『CLIL 内容言語統合型学習』上智大学出版.
- 吉田研作(編著)(2017)『小学校新学習指導要領の展開(外国語活動編)』明治図書
- 吉田研作(編著)(2017)『小学校新学習指導要領の展開(外国語編)』明治図書

関連サイト

・独立行政法人教職員支援機構「文部科学省学習指導要領中学校外国語科の改訂のポイント」

<https://www.nits.go.jp/materials/youryou/019.html>（2020年1月6日閲覧）

・文部科学省「学習指導要領改訂の考え方」

[https://www.mext.go.jp/content/1421692\\_6.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1421692_6.pdf)（2020年1月6日閲覧）